

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

江別市立野幌中学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめとは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

**江別市立野幌中学校
いじめ防止対策
基本方針
(概要)
全文は学校 HP を
御覧下さい。**

【いじめの防止等に関する基本的な考え方】

いじめは卑怯な許しがたい行いであり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。現代は、インターネットやメール、無料通話・メールアプリ等での急速に広がる情報がいじめにつながる事案が多発する状況です。

すべての生徒がどんな理由があっても絶対にいじめを行わず、許さず、見て見ぬふりをしないようにするため、いじめ防止等のための対策を行います。そのために、コミュニケーションや対話の基本である「元氣なあいさつ」を奨励し、相手を認め、自分の心を開き、良好な人間関係づくりを行います。また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心とした共同体作りに努めます。

**江別市立野幌中学校
いじめ防止対策委員会
の役割や活動**

【構成】 校長・教頭・主幹教諭・いじめ担当・教務主事・生徒指導主事・学年主任
特別支援 Co

【役割】 いじめ防止対策委員会の役割は、以下のようになります。

- ① いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りを行う。
- ② 学校いじめ対策組織の存在及び、活動を生徒及び保護者に周知する。
- ③ いじめ相談・通報の窓口とする。
- ④ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を担う等々。

月 1 回開催し、アンケート等による事案の発見・相談・通報等があった場合、すぐに開催します。

**本校の
いじめ防止
プログラムの活動**

【前期】 いじめに関する基本姿勢の確認（いじめ防止対策基本方針・いじめ対応マニュアルの職員の共通理解）
二者懇談・教育相談・生徒アンケート・生活改善アンケート
学校教育アンケート・いじめアンケート・長期休業前生活指導
いじめ防止対策委員会（毎月）・いじめに係る職員研修・人権教室・SC との連携

【後期】 生徒アンケート・生活改善アンケート・学校教育アンケート
いじめアンケート（2 回）・教育相談・三者懇談・長期休業前生活指導
いじめ防止対策委員会（毎月）・いじめに係る職員研修・SC との連携

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、本校では「いじめ防止対策委員会」を設置しています。気軽にご相談下さい。

連絡先 011-384-3339（学校代表電話）

〔参考〕『江別市立野幌中学校「いじめ防止対策基本方針」』

URL : <https://www2.ebetsu-city.ed.jp/nopporo-jh/>

江別市教育委員会の相談窓口



相談窓口	電話番号	相談時間等
江別市教育委員会教育支援課	011-382-4044	祝日・年末年始を除く平日 9～17 時
心のダイレクトメール	江別市ホームページ専用フォームから https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kyouiku/2915.html	